

市第 137 号議案

横浜市個人情報保護に関する条例の一部改正

横浜市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

横浜市個人情報保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を第8項とし、第4項を第7項とし、同条第3項中「（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）」を削り、同項を同条第6項とし、同項の前に次の2項を加える。

4 この条例において「個人識別符号」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

5 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報として行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第2条第2項中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる

こととなるものを含む。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第3項とする。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- (2) 個人識別符号が含まれるもの

第2条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 この条例において「実施機関の職員」とは、市長、議長、公営企業管理者、教育委員会の教育長及び委員、選挙管理委員、人事委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員並びに前項の市の機関の長のほか、実施機関（同項の地方独立行政法人を除く。）の職務上の指揮監督を受ける職員並びに同項の地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

第6条第1項第6号の次に次の1号を加える。

- (6)の2 記録される個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第8条第2項中「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(派遣労働者の義務)

第15条の2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき実施機関に派遣され、当該実施機関における事務に従事している者（以下「派遣労働者」という。）又は派遣労働者であった者は、当該労働者派遣契約に基づく事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第16条中「、農業委員会委員」を削る。

第17条第1項中「含む。）」の次に「又は当該者から当該事務の再委託を受けた者」を加え、「以下「個人情報に係る受託事務」を「）又は再委託を受けた事務（以下これらの事務を「個人情報に係る受託事務等」に改め、同条第2項中「受託事務」を「受託事務等」に、「若しくは従事していた者又はこれら以外の者で個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者は、当該事務」を「又は従事していた者は、当該個人情報に係る受託事務等」に改める。

第18条第1項第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第18条第2項第9号中「第2条第4項第2号」を「第2条第7項第2号」に改める。

第22条第3号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第23条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える

。

第56条中「答申書の送付等」を「答申の内容の公表等」に改める

。

第60条第1項を削り、同条第2項中「出資法人等」を「市が出資その他財政支出等を行う法人（市が設立した地方独立行政法人を除く。）であって、市長が定めるもの」に改め、同項を同条とする。

第67条中「若しくは個人情報に係る受託事務」を「、派遣労働者若しくは派遣労働者であった者又は個人情報に係る受託事務等」に改め、「又はこれら以外の者で個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者」を削り、「第2条第4項第1号」を「第2条第7項第1号」に改める。

第70条中「30,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第70条の改正規定並びに附則第5項及び第6項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に実施機関（横浜市個人情報の保護に関する条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が開始しているこの条例による改正後の横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「新条例」という。）第6条第1項に規定する個人情報を取り扱う事務であって、当該個人情報に要配慮個人情報（新条例第2条第5項に規定する要配慮個人情報をいう。以下同じ。）を含むものについての新条例第6条第1項の規定の適用

については、同項中「開始しようとする」とあるのは「開始している」と、「あらかじめ」とあるのは「横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（平成30年 月横浜市条例第 号）の施行後遅滞なく」とする。

3 平成28年4月1日前に農業委員会委員の職を退いた者に係るこの条例による改正前の横浜市個人情報の保護に関する条例第16条に規定するその職務上知り得た個人の秘密に属する事項を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に実施機関が保有している新条例第2条第7項に規定する個人情報ファイルであって、新条例第18条第1項第5号に規定する記録情報に要配慮個人情報を含むものについての同項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（平成30年 月横浜市条例第 号）の施行後遅滞なく」とする。

5 第70条の改正規定の施行前にした行為（附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における行為を含む。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第70条の改正規定の施行後にした行為に対する罰則については、新条例第70条の規定を適用する。

（横浜市震災対策条例の一部改正）

7 横浜市震災対策条例（平成25年2月横浜市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「第2条第3項」を「第2条第6項」に改める

。

(横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正)

- 8 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例(平成27年9月横浜市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「横浜市(次条において「市」という。)が設立した地方独立行政法人の役員を含む。」を「個人情報保護条例第2条第2項に規定する実施機関の職員をいう。」に改め、同条第3号中「第2条第5項」を「第2条第8項」に改める。

第3条中「市」を「横浜市」に改める。

(横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正)

- 9 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「第2条第3項」を「第2条第6項」に改める

。

提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義を明確にする等のため、横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市個人情報の保護に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（定義）

第2条 （第1項省略）

2 この条例において「実施機関の職員」とは、市長、議長、公営企業管理者、教育委員会の教育長及び委員、選挙管理委員、人事委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員並びに前項の市の機関の長のほか、実施機関（同項の地方独立行政法人を除く。）の職務上の指揮監督を受ける職員並びに同項の地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

$\frac{3}{2}$ この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するもの
で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、
図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

4 この条例において「個人識別符号」とは、行政機関の保有する個人情報
の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政
機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識
別符号をいう。

5 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当
な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に
配慮を要する個人情報として行政機関個人情報保護法第2条第4
項に規定する要配慮個人情報をいう。

$\frac{6}{3}$ この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員——（市
が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務
上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員
が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているも
のをいう。ただし、行政文書（横浜市の保有する情報の公開に関
する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例
」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ
。）に記録されているものに限る。

$\frac{7}{4}$ （本文省略）

$\frac{8}{5}$ （本文省略）

（個人情報取扱事務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（一時的な使用であ
って、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事
務その他規則で定める事務を除く。）を開始しようとするときは
、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない
。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(第1号から第6号まで省略)

(6)の2 記録される個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(第7号、第8号及び第2項から第4項まで省略)

(収集の制限)

第8条 (第1項省略)

2 実施機関は、本人から直接書面 (電磁的記録
電子的方式、磁気的方式その
他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記
録(以下「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該
本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、そ
の利用目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいず
れかに該当するときは、この限りでない。

(第1号から第4号まで、第3項及び第4項省略)

(派遣労働者の義務)

第15条の2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の
保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定
する労働者派遣契約に基づき実施機関に派遣され、当該実施機関
における事務に従事している者(以下「派遣労働者」という。)
又は派遣労働者であった者は、当該労働者派遣契約に基づく事務
に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な
目的に使用してはならない。

(市長等の秘密保持義務)

第16条 市長、副市長、公営企業管理者、教育委員会の教育長及び
委員、選挙管理委員、監査委員、農業委員会委員並びに固定資産
評価審査委員会委員並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第

138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する執行機関の附属機関及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき設置する公営企業管理者の附属機関の構成員は、職務上知り得た個人の秘密に属する事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（受託者等の義務等）

第 17 条 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により公の施設の管理に関する業務を行わせる指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を含む。）又は当該者から当該事務の再委託を受けた者は、受託した事務（指定管理者に行わせる公の施設の管理に関する業務を含む。）又は再委託を受けた事務（以下これらの事務を「個人情報に係る受託事務等」という。）を行う場合において、第 14 条第 1 項の個人情報を保護するために講ぜられた必要な措置に従うとともに、自らも個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報に係る受託事務等に従事している者又は従事していた者は、当該個人情報に係る受託事務等若しくは従事していた者又はこれら以外の者で個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（個人情報ファイルの保有等に関する届出）

第 18 条 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない

。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(第1号から第5号まで省略)

(5)の2 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(第6号から第9号まで省略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(第1号から第8号まで省略)

(9) 第2条第7項第2号
第2条第4項第2号に係る個人情報ファイル

(第3項及び第4項省略)

(開示しないことができる保有個人情報)

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

(第1号及び第2号省略)

(3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(アからウまで及び第4号から第7号まで省略)

(保有個人情報の一部開示)

第23条 (第1項省略)

- 2 本人開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報(本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等~~及び個人識別符号~~の部分を除くことにより、開示しても、本人開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(調査権限等)

- 第56条 第53条第1項の規定による諮問に基づき、審査会が行う調査に係る権限及び意見の陳述、提出資料の閲覧、~~答申の内容の公表等~~~~答申書の送付等~~の手続については、情報公開条例第24条から第27条までの規定によるものとする。

(出資法人等の個人情報の保護)

- 第60条 ~~市が出資その他財政支出等を行う法人(市が設立した地方独立行政法人を除く。)~~であって、市長が定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ~~2~~ 実施機関は、~~市が出資その他財政支出等を行う法人(市が設立した地方独立行政法人を除く。)~~の出資法人等であって、市長が定めるものの個人情報の保護が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 第67条 実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者~~派遣若しくは~~

労働者若しくは派遣労働者であった者又は個人情報に係る受託事は個人情報に係る受託事務
務等に従事している者若しくは従事していた者_____又はこれら以外の

_____者で個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事して
 _____が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記
 いた者

録された 第2条第7項第1号
第2条第4項第1号に係る個人情報ファイル（その全部

又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したとき

は、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第70条 第16条の規定に違反して個人の秘密に属する事項を漏らし

た者は、1年以下の懲役又は $\frac{500,000 \text{ 円}}{30,000 \text{ 円}}$ 以下の罰金に処する。

横浜市震災対策条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（災害時要援護者対策）

第12条 （第1項省略）

2 市長は、前項の取組を支援するため、災害時要援護者のうち規則で定める者に係る個人情報（横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第6項
第2条第3項に規定する保有個人情報のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。）について、自主防災組織及び規則で定めるものに対し、あらかじめ提供をすることができる。

（第3項から第5項まで省略）

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

(第1号省略)

- (2) 保有特定個人情報 実施機関の職員 (個人情報保護条例第2条第2項に規定する実施機関の職員をいう。横浜市(次条において「市」という。))が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下この号において同じ。)が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第2条第2項に規定する行政文書をいう。)に記録されているものに限る。
- (3) 本人 個人情報保護条例第2条第8項
第2条第5項に規定する本人をいう。

(第4号省略)

(市の責務)

第3条 横浜市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例(抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(他の法令等との調整)

第17条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 行政文書に記録されている自己を本人とする保有個人情報（横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第6項
第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。）について、本人から開示請求があったときは、個人情報保護条例によるものとし、この条例は、適用しない。